

平成30年第10回佐伯市教育委員会会議録

- 1 日 時 平成30年10月30日（火）
開会 14時00分 閉会 15時15分
- 2 場 所 佐伯市教育委員会 教育委員会室
- 3 出席者の氏名
教育長 土崎 谷夫
委 員 桑門 超 委 員 米倉 ゆかり
委 員 岩佐 礼子
- 4 事務局
教育部長 狩生 浩司 教育総務課長 吉村 岩雄
学校教育課長 高野 徹 社会教育課長 淡居 宗則
体育保健課長 榎 英樹
本日の書記 総括主幹 須山 禎宏 副主幹 團塚 竜二
- 5 付議した議案 4件
- 6 報告事項等 4件
- 7 その他 0件
- 8 傍聴人 0名

開 会

教育長 ただいまから平成30年第10回佐伯市教育委員会を開会します。

事務局 (出席委員の確認)

前回会議録の承認

教育長 前回の第9回教育委員会の会議録の承認を岩佐委員お願いいたします。
(会議録に署名)

教育長の報告

- ・9/26 第71回大分県民体育大会反省会
- ・9/27～ 他管内教職員の職場訪問
- ・10/3 小学校運動会
- ・10/4 大分県公民館研究大会
- ・10/6 国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭開会
- ・10/10～12 九州都市教育長協議会
- ・10/15～ 学力向上対策重点校訪問
- ・10/19 スクールロイヤー研修会
- ・10/27 大島文化祭

議 案

【議 事】

議案第 33 号 佐伯市教育委員会事務局職員の人事異動について

教育長 それでは議事に入りたいと思います。議案第 33 号佐伯市教育委員会事務局職員の人事異動について、担当からお願いします。

教総課長 佐伯市教育委員会事務局職員の人事異動について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 3 号の規定により、次のとおり佐伯市教育委員会事務局職員の転任の発令を行うことについて承認を求めるものであります。

＝対象者等は非公開＝

＝原案のとおり承認＝

議案第 34 号 佐伯市立学校管理規則の一部改正について

教育長 議案第 34 号佐伯市立学校管理規則の一部改正について、担当からお願いします。

学教課長 議案第 34 号佐伯市立学校管理規則の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものであります。提案理由は、小学校の生活指導主任（校長の監督を受け、生活指導計画の立案、その他生徒指導に関する事項について連絡調整を行ったり教諭等に指導・助言を行う主任）に教諭に加えて指導教諭（各教諭に対して教育指導の改善、充実のための指導・助言を行う指導的立場の教諭）を充てることのできるようにするためです。平成 21 年の法律改正により校長、教頭及び教諭に新たに副校長、主幹教諭及び指導教諭が追加されましたが当該規則の改正に不備がありましたので、今回、生活指導主任に指導教諭を追加するための改正を行うものであります。以上です。

教育長 他の郡市はどのようになっているのか。

学教課長 他の郡市も指導教諭、教諭となっております。

教育長 本来は、平成 21 年の法律改正時に当該規則の各主任を指導教諭又は教諭とすべきであったが生活指導主任にあっては漏れていたため、学校現場の対応で苦慮している事情があるため改正を行うものです。ご意見、ご質問はありませんか。なければ、提案のとおり承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との意見あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

議案第 35 号 佐伯市就学援助要綱の一部改正について

教育長 議案第 35 号佐伯市就学援助要綱の一部改正について、担当からお願いします。

学教課長 議案第 35 号佐伯市就学援助要綱の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものであります。提案理由は、生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者のうち、教育扶助を受けている保護者等の就学援助について、佐伯市教育委員会で就学援助を行わない種類に PTA 会費を追加するためです。学校教育法第 19 条には「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」と規定されており、要保護者と準要保護者に対して就学援助費を援助しております。教育委員会が要保護者に援助する種類は、修学旅行費と医療費となっており、PTA 会費に関しては市長部局（福祉保健部社会福祉課）からの援助となりますので当該要綱の就学援助を行わない種類に PTA 会費を加えたものであります。以上です。

教育長 ご意見、ご質問はありませんか。

岩佐委員 11 ページの第 1 項第 1 号というのは生活保護法第 13 条第 1 項ということか。

学教課長 10 ページの第 3 条第 1 項の（1）から（9）のことです。

教育長 その他ご意見、ご質問はありませんか。なければ、提案のとおり承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との意見あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

議案第 36 号 平成 30 年第 5 回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について

教育長 議案第 36 号平成 30 年第 5 回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について、担当からお願いします。

社教課長 議案第 36 号平成 30 年第 5 回佐伯市議会定例会に提出する「佐伯市史編さん委員会条例の制定」について説明します。今年度社会教育課に市史編さん係が新設さ

れました。当該係で市史編さんの準備委員会を組織し、基本方針案、専門部会の人選等を行っています。基本方針案の骨子等がまとまりましたので今後は市史編さん準備委員会ではなくて、市史編さん委員会へ移行して、当該委員会へ諮問を行い答申を受ける計画となっております。資料 19 ページをご覧ください。市史編さん委員会の役割としましては、編さん方針や編さん項目及び事業期間など、編さんに関する基本的事項についての調査・審議を行う。また、基本方針に沿って編さんが行われているか、予定通りに進捗しているかなどの整合性の確認・検証を行うものであります。市史編さんに係る諮問機関としての佐伯市史編さん委員会を設置したいので提出するものであります。条例の内容については資料のとおりです。今後の計画についてですが、本事業は合併 20 周年の節目となる記念事業と位置付けております。編さんに係る通史については 2023 年に発行予定、小中学校向けの教材については 2024 年に発行予定です。以上です。

教育長 ご意見、ご質問はありませんか。なければ、提案のとおり承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との意見あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

教育長 以上で予定した議事を終了します。ありがとうございました。

報告事項等

- (1) 学校閉庁日及び夏季休業日短縮に関するアンケート結果の集約について
- (2) 次回教育委員会までの主要行事について
- (3) 小学校外国語活動公開研究発表会について
- (4) PTA との意見交換会について

教育長 以上報告事項、その他に報告事項等ありませんか。

(確認：特になし)

特にないようですので、以上で本日の第 10 回佐伯市教育委員会を終了します。

終了 15 時 15 分